

平成26年9月定例会

議案説明資料

警察本部

平成26年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

警察本部

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）	監察官室	1
	(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）	監察官室	2
	(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）	監察官室	3
	(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年8月26日専決）	監察官室	4

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(14) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年8月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>米子市浦津270番地 株式会社なかやま 代表取締役 中山 晴 文</p> <p>(2) 和解の要旨</p> <p>県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金4,416円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生日 平成26年3月10日 午前9時55分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市東町地内</p> <p>ウ 事故の状況</p> <p>鳥取県米子警察署所属の職員が、捜査用務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場で走行していたところ、駐車枠から突然発進してきた和解の相手方使用の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額4,416円 うち、保険支払額0円、県費支出額4,416円（免責額3万円） ・県側車両損害額163,944円 うち、相手方からの賠償額147,549円、県実質負担額16,395円

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年8月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 境港市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金228,656円を支払うものとすること。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成26年3月25日 午後5時40分頃</p> <p>イ 事故発生場所 境港市中野町地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県境港警察署所属の職員が、警ら用務のため小型特種自動車（パトカー）を道路脇に停車して降車した際、同車両のギアが停止位置に入っておらず、サイドブレーキの踏み込みが不十分であったため前進し、和解の相手方所有の軽貨物自動車に衝突し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額228,656円 うち、保険支払額198,656円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円（修理不要） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円

<p>区 分</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成26年8月26日専決)</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 国 (2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,662円を支払うものとする こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成26年5月12日 午前10時48分頃 イ 事故発生場所 米子市東町地内 ウ 事故の状況 鳥取県八橋警察署所属の職員が、捜査用務のため駐車場内に駐車中の普通乗用自動車に乗車しようとして運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償額64,662円 うち、保険支払額34,662円、県費支出額30,000円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円（修理不要） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について</p> <p>(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p> <p>(平成26年8月26日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成26年8月26日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 鳥取市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金6,847円を支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成26年6月3日 午前9時40分頃</p> <p>イ 事故発生場所 鳥取市江津地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、警務用務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で後退した際、左後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の普通乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償額6,847円 うち、保険支払額0円、県費支出額6,847円（免責額3万円） ・県側車両損害額0円（修理不要） うち、相手方からの賠償額0円、県実質負担額0円